

オールトヨタの仲間

全トヨタ労働組合

〒472-0043 知立市東栄3-25
西三河地域労働組合総連体内
TEL080-1556-8284・FAX 0566-95-0510
Email: atunion@mail.goo.ne.jp
HP URL: http://www.katch.ne.jp/~atunion/
発行責任者: 若月忠夫



(デンソー本社)

デンソーの再雇用制度 は冷たい！ 問題あり！

2013年4月からの厚生年金比例報酬部分の支給開始年齢の引き上げに伴い、65歳までの希望者全員の雇用が企業に義務付けられました。(改正高年齢者雇用安定法)
これに対しデンソーの再雇用制度は、特に事技総合職の労働者にとって極めて高いハードルになってしまっています。『係長格』以上の事技総合職は定年(60歳)後、フルタイム・短日数・短時間勤務の中から勤務形態を選択できます。しかし、『係長格』に達しない者は会社が勤務形態を決定し、原則短日数勤務になります。60歳年金ゼロ時代に、これでは生活が成り立ちません。

定年(60歳)までに『係長格』に達しない事技総合職は

- 原則、短日数・短時間勤務
- 公的年金支給開始(比例報酬部分)年齢で即刻クビ



他のトヨタ系企業はどうなっているの？
編集部では、トヨタ、アイシン、ジェイテクト、織機、車体などの再雇用者・OBに聞いてみました。
各社とも定年前の役職(係長・専門指導職・上級・中級等)によって定年後、賃金・賞与も異なってきます。しかし、デンソーの事技総合職の再雇用基準は高すぎる！と口をそろえて話していました。
デンソーには、会社のために一生懸命働き、身体を壊し休職した社員も多数います。その人たちを定年時に切捨て捨てるようなトヨタ系企業の中でも突出した冷たい『制度』は、即刻、見直すべきです。

デンソーマンは話します。
「デンソーは体質的に、かつて女性が育児で休業したり、社員が病気で休職したりすると復職後、昇給・昇格しにくい『制度』を導入してきました。(最低査定制度)
その後最高裁判決もあり、女性の育児後の復職については改善されましたが、現在もその『制度』は残ったままです。
デンソーの弱者を切り捨てる体質がここに表れています。会社は、グローバル競争の時代を勝ち抜くためには、高レベルの事技総合職に残ってほしい。そのため再雇用基準を『係長格』以上にすると言っていました。
最大労組のデンソー労働組合も全く会社の言いなりで、それに追従していますが、こんなことは絶対に許されることではありません。再雇用基準に達せず強制的に短時間勤務になる人の割合は、定年退職者の約1割だそうですが、デンソーは自らのCSR企業行動宣言(註※)にも反していると思います。また労働問題に詳しい弁護士さんに聞いたところ、『そのような制度は他の会社では聞いた事がない。全員をフルタイムで再雇用すると経営上苦しい場合は制限も考えられるが、デンソーのような大企業で経営上問題が生ずる事は考えられず問題です』と言っていました。」

事務職に清掃業提示は違法 トヨタに賠償命令、名古屋高裁 (9/29 各社新聞報道より)



トヨタグループでは再雇用を巡る様々な問題が起きています。車体ではフルタイム勤務を命じられ、健康不安からやむなく再雇用を断念する労働者もいるとのことです。皆さんからの意見をお寄せください。

藤山裁判長は判決理由で、全く別の職種の提示は「継続雇用の実質を欠き通常解雇と新規採用に当たる」と判断した。高齢者の継続雇用をめぐる裁判で企業の賠償責任が認められるのは異例。
トヨタ自動車は「主張が認められず残念。今後の対応は判決を精査して判断する」としている。

トヨタ自動車でも事務職だった元従業員の男性(63)が、定年退職後の再雇用の職種として清掃業務を提示されたのは不当として、事務職としての地位確認と賃金支払いを求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁(藤山雅行裁判長)は28日、請求を棄却した。一審判決を一部変更し、約120万円の賠償を命じた。地位確認は認めなかった。

デンソーのCSR

(註※) デンソーCSR基本的な考え方

デンソーは、『企業行動宣言』の中で、人種・性別・年齢・国籍・宗教・障がい・傷病などによる差別や嫌がらせ、および児童労働や強制労働の禁止を明文化し、グループで共有するとともに徹底を図っています。これらは国連の『世界人権宣言』をはじめ、複数の国際基準を参考に策定したもので、『仕入れ先様向けCSRガイドライン』としてパートナーのみならずにも実践を要請しています。また『雇用における機会均等』についても、求人・雇用・処遇などあらゆる面で応募者や社員を差別しないことをグローバルな基本方針としています。

来春闘を考える

実質的な賃金アップになっていない！

2016年の賃上げで全トヨタ労連は、上部団体の連合方針を無視して、1%にも満たない妥結でした。定期昇給分を合わせると平均7000円前後です。ですが、あくまでも平均であって、1月1日付で昇格する労働者の原資も含まれていません。圧倒的労働者の昇給は平均を大幅に下回っているのです。アベノミクスのもとでも賃金が伸びず、生活が苦しくなり、消費支出が13カ月連続してマイナスと低迷が長期化しています。

所得の伸びに悲観的！

2016年の5月に豊田市で実施した『景気実態調査』（豊田商工会・豊信）の特別調査で「今後所得は増えていくと思いますか」の設問に「変わらない」が45.2%と半年前より増え、「増えない」29.2%と合わせると実に74.4%となり、悲観的に回答しています。物を買えるだけの収入が増えないことには生活は良くなるたないのです。

将来の生活設計が持てる

大幅な賃上げを！

各企業が貯め込んで内部蓄積を取り崩し、部品の単価引き上げと労働者の賃金を大幅に引き上げることができるよう、一人一人が生活の実態を話し合い、要求をつくり、ストライキを構えて安心・安定感のある実質賃金の引き上げを実現しましょう。

トヨタグループ企業の内部留保(資本蓄積)

企業名	内部留保額 (億円)	一人当たり (万円)
トヨタ自動車	185,766	5,398
デンソー	29,244	1,993
トヨタ紡織	2,567	618
豊田自動織機	8,413	1,602
アイシン精機	10,288	1,086
ダイハツ	6,631	1,557
ジェイテクト	4,434	1,010
豊田合成	2,942	847

2015年3月期(連結)各社とも前年比プラス

生活が苦しい世帯が増加傾向(%)

	大変苦しい	やや苦しい	普通	ゆとりある
12年	28.6	31.8	35.8	3.9
13年	27.7	32.2	35.6	4.4
14年	29.7	32.7	34.0	3.6

資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

安倍政権による労働法制の改悪反対！

トヨタ・関連企業から過労死・過労自死を根絶しよう！

安倍首相の甘い言葉に騙されるな

入社一年足らずで、電通社員・高橋まつりさんが130時間にも及ぶ残業を強制され(労基署認定は105時間)自死した事件で、三田労基署は電通本社・全国の支社への強制捜査を行います。また安倍首相は「働き方改革実現会議」で「残業時間の上限規制」と言っています。しかしこれで長時間残業がなくなると言うのは早計です。たとえば安倍首相の言う「上限」は、過労死認定ラインである100時間です。しかも安倍政権は他面で「高度プロフェッショナル制度(残業代なしで、時間に関係なく働かせ放題の制度)」などを創設のために労働基準法を改悪しようとしています。これは過労死生産法案と言っても過言ではありません。安倍首相の「甘い言葉」の裏にあるのは、会社・経営者の利益のために労働者に犠牲を強いる政策であることを見抜かなければなりません。

トヨタ・関連企業も労働者を死に追いやっている

多くの過労(自)死裁判が関わっています。トヨタと関連企業だけでも3件あります。これらは労基署によつては過労(自)死とは認められなかった事件です。

その第一はトヨタの生産技術者が過労自死した事件です。彼はリーマンショック直後の残業禁止と予算削減の下で高度な製造ラインの構築という困難な業務を担わされ、しかも上司からの度重なるパワハラを受けてうつ病を発症し、自死に追い込まれました。

第二は豊田通商の子会社から出向していた労働者がベトナムへの長期出張でうつ病を発症し、会社はそれを知った上で彼に転勤不能の地への配転を命じ、自死に追い詰められた事件です。

第三はトヨタ直系の二次下請け会社の労働者が過労死した事件です。彼は100時間近い残業と東日本大震災後のトヨタの変則カレンダー(休日の土日から木金への変更)によって生活をズタズタにされ、過労に陥り心臓疾患で急死しました。ところが労災認定を求めた裁判で名古屋地裁は「残業は85時間で労災認定基準に達していない」との冷酷な一言で遺族の請求を棄却しました。このため遺族は名古屋高裁に控訴しています。

労働相談レポートから

トヨタ系でも御多分に漏れず、パワハラに関係したトラブルが多く発生しています。あるトヨタの子会社で働く事務系の労働者は、今年に入ってから勝手に記憶障害扱いをされて、病院に受診して結果を持って来るよう強制されたり、問題なかったことがわかると、今度は4月から毎月「注意書」や「警告書」などとして精神的に追い込む仕組み(辞めさせるため)が続きました。説明しようにも言い訳にとらえられ、何も話したくないほど上司に対する不信がつのり、辛くて出社ができなくなり、安全配慮をした配置換えを求めて、会社と団体交渉を重ねているところでは。

*こうしたトラブルに対応するには、必ず正確に問題を記録することを勧めます。一人で悩まず信頼できる労働組合に早めに相談しましょう。

相談内容はご本人の了解なしに公表はしません。



裁判に勝利し、過労(自)死を根絶しよう

これらの裁判で会社側は労災認定を妨害する態度をとっています。

被災者への働き方改革の具体的な事実を「企業秘密」を名目に出さない(第一のトヨタの場合)、供述や証言において会社の都合のいいようにウソをつく(第三の場合)など、裁判所の事実認定を妨害しています。そして、裁判所は会社の言い分をそのまま受け入れることも多いのですが、遺族・弁護士は何としても労災認定を勝ち取るために頑張っています。また私たちも支援する会に参加し、傍聴・署名・情宣・情報提供など出来る限りの支援を行っています。

これらの裁判に勝つことは遺族の無念を晴らし、生活を保障するだけでなく、労災・過労(自)死を続発させているトヨタとその関連企業の過重な労働、労務政策を明るみに出し、よりよい労働環境を作り出すことにつながります。皆さんの支援と職場の情報の提供をお願いします。

私たちはこんな組合です

- ひとりひとりの要求を大事にする組合です。
- ひとりだけでなく、みんなで力をあわせる組合です。
- 現在組合員募集中です。ひとりでも加盟できる組合です。
- 派遣社員、期間工、パート、役職者の人も加盟できる組合です。
- 私たちの組合はトヨタ系企業で、働く人たちによって構成されています。

《組合員募集中》

派遣、請負、パート、賃金不払い、雇用問題、長時間労働、労災、セクハラ、いじめ、首切り、無償残業・・・一緒に解決への一歩を踏み出しましょう。

まずは当組合へご一報を！